

建ぺい率・容積率などの建物の形態制限の内容

加古川市における建物の形態制限は次のとおりです。

用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	無指定地域(市街化調整区域)	
容積率(%)	100 150		200			200 300	200	200 300	400 600		200			
建ぺい率(%)	50 60		60						80		60			
斜線制限														
北側斜線														
絶対高さ制限(m)	10													
外壁の後退(m)	1.0 ※1 (一部除く)													
	※1 建ぺい率50%・容積率100%の区域において指定します。 ※2 一低専・二低専の区域は、隣地斜線による制限はかかりません。													

高度地区による建物の形態制限の内容

加古川市の高度地区による建物の形態制限の内容は次のとおりです。

名称	第1種高度地区	第1-1種高度地区	第2種高度地区
制限内容			
高度地区に対応する用途地域	第1種低層住居専用地域及び道路沿道の第2種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域のうち150/60の地域	第1種中高層住居専用地域のうち15mの制限を指定する地域
名称	第2-1種高度地区	第3種高度地区	第4種高度地区
制限内容			
高度地区に対応する用途地域	第1種中高層住居専用地域のうち12mの制限を指定する地域	第1種中高層住居専用地域のうち高さの最高限度がない地域及び第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域・第2種住居地域及び準住居地域

お問い合わせ先